

離婚後「共同親権」について慎重な議論を求める意見書

2021年1月15日、上川陽子法務大臣が、離婚及び関連する制度の見直しについて、法制審議会に諮問すると発表し、同年3月から検討する審議が始まった。

離婚後「共同親権」については、2023年4月までは、「離婚後に子どもの重要事項に関する決定を行う際は父母双方の合意が必要になる」という形での議論が進んでいた。つまり、子の引っ越しやワクチン接種などの医療行為、進路選択、パスポートの取得などに別居親のサインや判こが必要になるというものだった。

しかし、5月以降に急激に議論の方向が変わり、「重要事項に限らず子どもの日常的な監護全般について、監護親が単独で行ってもよいが、双方に権限を与える」という方向で検討がされている。言い換えれば、別居している親が、同居している親の日常的な判断にいつでも自由に関与したり、反対したりできるようになるということである。そして、父母の意見が合わない場合は、裁判所が決定することになる。

これまでは「親権」を持つ、子どもと一緒に暮らしている「同居親」が進学や習い事など、子育てに関わる決定を単独で担ってきた。しかし、共同親権となると、「同居親」と「別居親」が日頃から連絡を密に取り、特に重要事項の決定については双方の合意が必要になる。どの高校に進学するのか、引っ越し先など、子どもと同居親が一致していても、別居親がその選択を否定すれば実行が難しくなることも考えられる。

さらに、審議会では「親権」や「監護権」の定義をせず、虐待やDVをどのように実効的に除外できるのかの議論も先送りのまま、別居親に「子の居所指定権」を持たせることや、父母が合意できない場合でも裁判所が共同親権にするかどうかを決める、そもそも重要事項に限らず全てを共同で行うべき事柄として位置づけるといった案が次々と提出されている。このままでは、離婚後「共同親権

制度は完全に「離婚を無効化」し、「支配的な親や加害者との終わりのない関係を保証する」制度になる危険性がある。

現状の審議では、以下のことが課題と考えられる。

- 1、子どもの意見、意思尊重、特に安全と安心の確保を第一に考えるべき。
- 2、「離婚や別居」をする2人は「対等ではなく不仲である」ことへの理解が不十分である。対等でない2人に協議や共同での子育て関与は不可能であり、子どもへの悪影響がある。
- 3、共同親権の行使や面会交流実施に際しての「リスクアセスメント」の仕組みがなく危険が高い。離婚や別居「後」にも引き続き、「強制、暴力的な言動、付きまとい、コントロール、嫌がらせ」等が行われているという実態への理解が不十分である。
- 4、面会交流命令、居所の情報提供など、現行制度を大きく逸脱する規律が多く提案されているが、面会交流が子どもの最善の利益につながるという客観的エビデンスはない。
- 5、提案されている規律の多くは、対等でない二人の間で「加害者、力の強い者」を利す

る結果になる可能性が高い。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、離婚後「共同親権」について、法制審議会において多くの影響を周到に検討した上での慎重な議論を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月29日

三鷹市議会議長 伊藤 俊明